

派遣留学生の帰国後における授業科目履修に関する手続等取扱要領

南山大学授業科目履修規程第11条第2項に基づき、派遣留学を終え、学期途中で帰国する派遣留学生の授業科目履修登録に関する手続等の取り扱いについては、この要領に定める。

1. 派遣留学帰国後の所定の履修登録期間を過ぎての登録について

帰国後に、帰国した学期の開講科目の履修登録が必要である場合、派遣留学期間最終日の翌日から10日以内に履修登録申請を含む学内所定の帰国手続きを完了した場合には、次のとおり、所定の履修登録期間を過ぎての登録を認める。

2. 科目の開講形態別の履修登録期限について

(1) 通年科目・集中科目以外の科目

履修登録後に、授業予定総時数の3分の2以上の授業を受講できる場合は、所定の履修登録期間を過ぎて登録することができる。3分の2以上の授業には、補講を含まない。ただし、登録が認められた場合も、履修要項等により、個別に欠席時数の限度が定められている科目については、その成績評価方法に従う。

(2) 集中講義科目

初回授業日（事前授業が行われる場合は、事前授業日）の前日までを履修登録期限とする。ただし、開講主体による予備登録等、個別の登録ルールがある場合は、それに従う。

(3) 通年科目

対象科目の初回授業日から原則として70日目を履修登録期限とする。初回授業が休講である場合も、当初の初回授業日を1日目と数える。ただし、実習等の具体的な実施時期により、履修が認められない場合がある。

(4) 備考

- ・いずれも科目の新規履修登録を対象とし、登録後の追加や変更、取消は認められない。
- ・所定の履修登録期間前または同期間中に帰国手続きを完了し、履修登録可能な期間がある場合には、各自において、通常どおり、履修登録・変更・取消を行う。
- ・帰国後に、所定の登録期間を過ぎての登録を希望せず、かつ、演習等の取扱に影響がない場合には、教務課へ確認の上、自己の責任において帰国時期を遅らせることは、教務事務上差し支えない。
- ・帰国後の手続きについて、事務休業日および各課室閉室時は対応不可。

3. 通年科目の継続履修について

(1) 継続履修

学年途中で外国に留学する学生は、3. (2)に定める手続きにより、留学前に履修中の通年科目を、クォーター単位で、留学後に継続して履修することができる。ただし、帰国後に同一科目が開講されない場合は、継続して履修することができない場合がある。

(2) 継続履修の手続き

留学前に教務課において、継続履修のための所定の手続きを行い、かつ帰国後に、帰国後履修すべきクォーターの授業開始日から35日目までに履修継続の登録をしなければならない。

4. 演習等について

各学科によって異なる。『派遣留学生の「演習」等の認定方法』に定めるところによる。なお、演習科目の登録期限・方法については上記定めによらない。

附 則

この要領は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この要領の改正は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この要領の改正は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この要領の改正は、2025年4月1日から施行する。